

—みんなの幸せは、差別のないあたたかなふれあいから—

京都府府営住宅空家入居者 10月一般募集案内書

京都府 乙訓(京都市西京区含む)・南丹地域

〈特定目的による優先入居募集(多子世帯・新婚世帯・子育て世帯)を含む〉

※10月一般募集は9月24日から受付開始(1ページ参照)

【重要なお知らせです】

この案内書でお知らせする乙訓(京都市西京区含む)・南丹地域のほか、京都市(西京区除く)・山城地域においても募集をしておりますので、詳細は京都府住宅供給公社が作成・配布しております同地域の案内書をご覧ください。

【京都市(西京区除く)・山城地域 問い合わせ先】

京都府住宅供給公社 電話 075-432-2018

◆入居資格については、いろいろな条件がありますので、申込をされる方は、この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込をしてください。

◆府営住宅テレホンサービスもご利用ください。

京都府南部地域(京都市〈西京区除く〉・山城地域)	電話 075(414)6363
(乙訓〈京都市西京区含む〉・南丹地域)	電話 075(382)1093
京都府北部地域(福知山市・綾部市以北)	電話 0773(42)0484

◆京都府乙訓・南丹府営住宅管理センターホームページもご利用ください。

<https://www.kyoto-fuei.jp/>

◆問い合わせ先(申込会場は18ページを参照してください。)

京都府指定管理者
株式会社 東急コミュニティー
乙訓・南丹府営住宅管理センター
〒615-8074
京都市西京区桂南巽町128番地 ユウプラザ3階
TEL. 075-382-1091(代表)
FAX. 075-382-1092

令和元年10月

目 次

1	募集の概要	P 1
2	募集する住宅	P 2
	募集住宅一覧	P 3 - 1 ~ P 3 - 4
3	申込資格と申込方法	P 4 ~ P 12
	①申込資格	P 4
	②申込についての注意	P 5
	③申込方法（必要書類）	P 6 ~ P 8
	④申込書の書き方	P 8
	⑤収入基準	P 9 ~ P 11
	※裁量階層について	P 12
4	申込受付から入居まで	P 13 ~ P 14
5	一般募集予定月	P 15
6	特定目的による優先入居募集	P 15
7	主な府営住宅所在地・位置図	P 16 ~ P 17
8	申込会場案内図	P 18
9	申込書の記入例	P 19

〈綴込用紙〉 ○府営住宅等入居申込書 1 枚 ○給与支払証明書 2 枚 ○営業実績証明書 1 枚
○自活状況申立書 1 枚

京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

（申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。）

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する者

○新規申込者

申込者または同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

1 募集の概要

- ◆受付期間及び会場

令和元年9月24日(火)～9月28日(土) 乙訓・南丹府営住宅管理センター
(センターでの対応については、土曜日も窓口をオープン)

※京都市(西京区除く)・山城地域の府営住宅の申込はこの会場ではできません。

令和元年9月30日(月)～10月8日(火) 京都府庁第1号館1階
(土曜日・日曜日・祝日を除く) 府民総合案内・相談センター〈上京区〉

※10月5日(土)については、乙訓・南丹府営住宅管理センターで受付を実施

★どちらか便利な方の会場で申込してください。

★詳しくは18ページ申込会場案内図を参照してください。

★受付期間の初日・最終日等、時間帯によって大変混雑する場合があります。
- ◆受付時間

午前9時30分～11時30分・午後1時～4時(時間外の受付はできません。)
- ◆受付方法

必要書類を持参してください。(郵送での受付はできません。)

★必要書類等に不備のない限り代理人による申込も可能です。
- ◆必要書類

○府営住宅等入居申込書(この案内書の後部に添付してあります。)

★当月分の申込書(原本)を使用して、ボールペンで記入してください。

○収入(所得)を証明する書類(入居予定者全員のものがが必要です。)

★申込時に収入のない方(無職の方)は、無職であることを証明する書類が必要です。

★詳しくは6～8ページを参照してください。

○その他の必要書類は6ページ参照してください。
- ◆公開抽選日及び会場

令和元年10月15日(火) 午前11時頃から午前12時過ぎ頃まで(終了時間は前後する場合があります。)

京都府庁第1号館1階 府民総合案内・相談センター(会場は18ページ参照)

★抽選会場に来場された方の中から募集团地ごとに代表者を選出して団地番号順に抽選していただきます。出席は自由です。

★詳しくは13ページを参照してください。
- ◆入居予定の時期

令和元年12月中旬・下旬頃～(整備工事の都合等により遅れることがあります。)

※上記抽選後、入居資格の審査、府営住宅等入居者選考委員会の審議を経たうえで、入居予定者が決定されます。

※「申込受付から入居まで」(13・14ページ参照)を見て、入居の時期、書類の提出期限を確認のうえ申込してください。
- ◆その他

○申込は1戸に限ります。また、同じ住居にお住まいの方の中で募集の都度1戸に限ります。

2戸以上申込されると全部無効になります。

○一般募集1戸と特定目的による優先入居募集1戸を両方申込することはできません。(優先入居募集のある場合で、申込書はそれぞれ作成し、それぞれの地域の受付に提出してください。)

○特定目的による優先入居募集(多子世帯等)と特定目的による優先入居募集(母子世帯・父子世帯等)を両方申込することはできません。(優先入居募集のある場合)

○提出された書類は返却できません。

○来客用駐車場はありません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。

特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり、積極的に参加してください。

また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

2 募集する住宅

◆令和元年10月募集の住宅の概要

空家		
一般募集		
府 営 住 宅	1 1 戸	4 団地
小 計	1 1 戸	
特定目的による優先入居募集		
多子世帯A（18歳未満3人以上）優先入居		
府 営 住 宅	2 戸	1 団地
多子世帯B（18歳未満2人以上）及び新婚世帯優先入居		
府 営 住 宅	1 戸	1 団地
子育て世帯（18歳未満1人以上）優先入居		
府 営 住 宅	1 戸	1 団地
小 計	4 戸	
合 計	1 5 戸	

※募集する空家は、建設以来相当の年数を経過したものもあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良の整備、汚損部分の美装について対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、申込をお願いします。

◆ 募集住宅一覧

令和元年10月一般募集

一般募集

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	参考 倍率	備 考
府 営 住 宅	西 京 区	①	洛西西境谷	54	360	2戸	① 25,300～37,700 ② 25,300～42,700		6・6・4.5・DK	58.0	2階	2.5	
		②	洛西西境谷	54		2戸	① 25,400～37,900 ② 25,400～43,100		6・6・4.5・DK	58.0	3階	2.0	
		③	洛西竹の里	55	439	1戸	① 25,400～37,900 ② 25,400～43,000		6・6・4.5・DK	58.0	5階	1.0	
		④	洛西竹の里	55		1戸	① 23,700～35,300 ② 23,700～40,200		6・4.5・4.5・DK	54.1	3階	2.0	
		⑤	洛西竹の里	55		1戸	① 23,700～35,300 ② 23,700～40,200		6・4.5・4.5・DK	54.1	5階	1.0	
	亀 岡 市	⑥	穴 川	H7	178	1戸	① 25,600～38,100 ② 25,600～50,300		6・6・7(板)・LDK	66.9	4階	1.5	
		⑦	穴 川	H7		1戸	① 27,300～40,600 ② 27,300～53,600		6・6・7(板)・LDK	70.4	4階	1.0	
		⑧	穴 川	H7		1戸	① 24,600～36,700 ② 24,600～48,400		6・6・5(板)・LDK	64.4	4階	1.0	
	南 丹 市	⑨	向 河 原	H15	69	1戸	① 27,500～41,000 ② 27,500～54,100		6・6・5.4(板)・LDK	70.0	5階	2.0	エレベーター有
						合計	11戸						

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)
- (注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯です。
- (注3) 間取り例にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニール貼等の洋室のことです。(優先入居住宅も同じ)
- (注4) 備考欄に「風呂なし(設置不可)」と記載された住戸以外は風呂を設置しています。(優先入居住宅も同じ)
- (注5) 「参考倍率」は過去5カ年の数値を用いていますが、その間に募集実績がなかった場合は、「/」と記載しています。
- (注6) 一部、有料で駐車場を設置している団地があります。空きがある場合は、入居決定後に別途申込んでください。(優先入居住宅も同じ)
- (注7) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- (注8) 単身での入居申込は、備考欄に **単身入居可能住戸** と表示してある住宅に限ります。
また、単身での入居申込は資格(5ページ参照)が必要です。
- (注9) 備考欄に **(申込資格4人(または3人)以上世帯)** と表示してある募集住戸への入居申込は、表示された人数以上いる世帯であることが必要です。(優先入居住宅も同じ)
- (注10) この住戸では予定階数は選ぶことはできません。当選順位1位の方から昇順で決定します。
- (注11) メゾネットとは、専用の内階段を用いて2層に分かれた室内部分を結んだ構造の部屋配置です。

○一般募集の申込は、団地番号①から⑨で1つしか申込できません。

特定目的による優先入居募集 (15ページ参照)

- 特定目的による優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。
○特定目的による優先入居募集を2戸以上申込することはできません。

◇ 多子世帯A(18歳未満3人以上)優先入居

- 1 多子世帯A(18歳未満3人以上)優先入居の申込資格について
 - 多子世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている多子世帯を対象に行うものです。
 - この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格(詳しくは4ページをご覧ください)が必要となるほか、18歳未満(入居申込時)の者が3人以上いる世帯であることが必要です。

2 多子世帯A(18歳未満3人以上)優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考
府 営 住 宅	亀 岡 市	⑩	穴 川	H8	178	2戸	①	26,200~39,100	6・6・6(板)・LDK	67.7	1階	
							②	26,200~51,500				

(注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。
家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)

(注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯です。

◇ 多子世帯B（18歳未満2人以上）優先入居及び新婚世帯優先入居

- 1 多子世帯B（18歳未満2人以上）優先入居の申込資格について
 - 多子世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている多子世帯を対象に行うものです。
 - この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、18歳未満（入居申込時）の者が2人以上いる世帯であることが必要です。
- 2 新婚世帯優先入居（今回の受付期間初日において、夫婦の両方・申込者本人及び婚約者が40歳未満の場合に限る。子の有無は問いません）の申込資格について
 - 新婚世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、子育てを支援するとともに若い世帯で特に住宅にお困りになっている世帯を対象に行うものです。
 - この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページをご覧ください）が必要となるほか、今回の受付期間初日において、結婚後1年を経過しない夫婦又は婚約者と申込される方（今回の受付期間初日において、夫婦の両方・申込者本人及び婚約者が40歳未満の場合に限る。子の有無は問いません。）であることが条件となります。
婚約者と申込される方は、5ページ（②の3）にしたがってください。

3 多子世帯B（18歳未満2人以上）及び新婚世帯優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地 番号	団 地 名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間 取 り 例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考
府 営 住 宅	亀 岡 市	⑪	穴 川	H7	178	1戸	①	26,200～39,100	6・6・6(板)・LDK	67.7	2階	
							②	26,200～51,500				

(注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。（入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします）

(注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯です。

◇ 子育て世帯(18歳未満1人以上)優先入居

1 子育て世帯(18歳未満1人以上)優先入居の申込資格について

- 子育て世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている子育て世帯を対象に行うものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格(詳しくは4ページをご覧ください)が必要となるほか、3人以上世帯で、18歳未満(入居申込時)の者が1人以上いる世帯であることが必要です。

2 子育て世帯(18歳未満1人以上)優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

種別	所在地	団地番号	団地名 (型別)	建設 年度	団地 戸数	募集 戸数	収入 基準	家賃月額(円)	間取り例	面積 (㎡)	予定 階数	備 考
府 営 住 宅	西 京 区	⑫	洛西竹の里	55	439	1戸	①	25,400～37,900	6・6・4.5・DK	58.0	1階	
							②	25,400～43,000				

(注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

家賃月額は、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会の時にお知らせします)

(注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(12ページ参照)に該当する世帯です。

3 申込資格と申込方法

① 申 込 資 格

1 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある人又は婚約者を含む。）があること。

- 入居の際には申込者全員が同時に入居できること
- 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
- 同居親族が婚約者である場合は、期限までに入籍する者に限ります。（5 ページ参照）
- 婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。
- 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。
 - ・ 特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。
 - ・ 配偶者以外の別居親族との同居予定での申込は認められない場合があります。
- 内縁の配偶者については、住民票などにより確認できること（続柄が未届の夫又は妻）
- 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込できません。
- 原則として、公営住宅（府営住宅・市営住宅等）の名義人は申込できません。また、同居することもできません。

2 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの **住宅困窮理由** に該当することが必要です。

その他、住宅困窮として認められる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

住宅困窮理由	状 況	留 意 点
住宅狭小	家族構成等も考慮した上で、現在の住宅が狭小で不適當な居住状態にあると認められる場合	世帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。
高家賃	現在の住宅の家賃が、収入に比して高い場合	家賃には、共益費、駐車場代及び保険代等は含まれません。 生活保護受給者のうち、家賃月額又は更新料の支払いに自己負担額（住宅扶助費との差額）が発生する方は対象となります。 確定申告で、自宅の家賃全額が地代家賃経費に認められている場合は対象となりません。 現在の住宅の家賃が申込先の府営住宅の家賃より高い方が対象となります。
結婚	期限までに入籍される方、あるいは入籍後1年以内の方で住宅に困窮されている場合	入籍されていない方は、期限までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
立退き要求	家主から立退きの要求を受け、適当な移転先がないため住宅に困窮している場合	家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きの場合は対象となりません。
生活設備不便	専用の台所、洗面所、便所及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている住宅に居住している場合	老人ホームや会社の寮等にお住まいの方は対象となりません。 故障、老朽化によるものは対象となりません。 生活環境による理由では対象となりません。

3 現に京都府内に住所又は勤務場所があること

4 入居者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること（詳しくは9～12ページの収入基準をご覧ください。）

5 入居にあたっては、日本国内に住所のある方で入居者の家賃額に応じた収入のある1名の連帯保証人が必要です。（詳しくは14ページをご覧ください。）

6 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと

※入居者資格については、関係機関に照会します。

7 単身で申込む方は、前記2～6の資格のほか、下表の資格を備えていなければなりません。

○単身での入居申込資格

1 次のいずれかの条件にあてはまること。

- ① 60歳以上の人
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から4級まで）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から3級まで）
 - ④ 療育手帳の交付を受けている人（障害の程度が③に相当する程度）
 - ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること。）
 - ⑥ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - ⑦ 生活保護を受けている人
 - ⑧ 支援給付を受けている人（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による受給者）
 - ⑨ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
 - ⑩ ハンセン病療養所入所者等
 - ⑪ 結核の長期療養者（1年以上入院している者で退院が認められる者又は退院後1年以内の者等）
 - ⑫ 犯罪被害者等（犯罪等の被害により生計維持が困難になった者又は居住する住宅が滅失・損壊等で居住できなくなった者等）
 - ⑬ 加害者に対し保護命令が出されている等のDV被害者（保護命令が出されてから5年以内）
- ※身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます。

※単身で申込ができる住宅は、3-1～3-4 ページの「募集住宅一覧」の備考欄に **単身入居可能住戸** と表示してある住宅に限ります。

※現在の同居親族と別居して単身での入居申込は、原則としてできません。

※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を提出してください。

② 申込についての注意

1 次のような場合は、申込をされても失格となります。

- (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき
- (2) 事実と違うことを書いて申込んだとき
- (3) 当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他京都府が指定した必要な書類を提出されないとき

2 自家所有者の申込について

自家所有者は、原則として申込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方で次の書類を提出できる場合は、申込むことができます。

- (1) 媒介契約書、競売開始決定通知等……申込時に提出のこと。
- (2) 所有権移転登記後の登記簿謄本、（競売）売却決定通知…令和元年12月15日（消印有効）までに提出されないと失格になります。

- ・令和元年11月6日までに登記簿謄本等を提出された場合－元年12月中旬・下旬頃以降入居
- ・令和元年12月15日（消印有効）までに登記簿謄本等を提出された場合－2年1月中旬・下旬頃以降入居

3 婚約者との申込について

入籍の翌月の入居になります。ただし、令和元年12月15日（消印有効）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。

- ・令和元年11月6日までに婚姻届受理証明書を提出された場合－元年12月中旬・下旬頃以降入居
- ・令和元年12月15日（消印有効）までに婚姻届受理証明書を提出された場合－2年1月中旬・下旬頃以降入居

4 離婚協議中の申込について

夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申込むことができます。ただし、令和元年12月15日（消印有効）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。

- ・令和元年11月6日までに離婚届受理証明書を提出された場合－元年12月中旬・下旬頃以降入居
 - ・令和元年12月15日（消印有効）までに離婚届受理証明書を提出された場合－2年1月中旬・下旬頃以降入居
- （注）裁判所から保護命令が出されている等のDV被害者の方はご相談ください。

③ 申込方法(必要書類)

1 受付期間の受付時間内に必要書類等を受付会場まで持参してください。

必要書類等

- 府営住宅等入居申込書(必ずこの案内書の後部に添付してあるものを使用してください。)
- 収入(所得)を証明する書類(6～7ページ参照)
申込時に収入のある方の全員の証明書類を提出してください
- 収入(所得)のないことを証明する書類(7ページ参照)
申込時に収入のない方の全員(義務教育修了以上)の証明書類を提出してください
- 生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書(原本)(7ページ参照)
- 支援給付を受けている方は、支援給付受給証明書(原本)(7ページ参照)
- 単身で申込される方は、単身資格を確認する書類(8ページ参照)
- 障害のある方は障害者手帳(写し可)
- 認印
- その他京都府が必要とする書類

2 収入(所得)を証明する書類について

申込時に収入(所得)のある方全員(義務教育修了以上)は、次表の区分により全員の方から必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

給与所得の方(アルバイト・パートを含む)

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
平成30年1月1日以前から引き続き勤務している方	平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	●平成30年分源泉徴収票 (印字されたものは証明印省略可)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)
平成30年中に1ヵ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書 (この案内書に添付のもの)	
平成30年1月2日以降に就職し、申込時まで1年以上たっている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書 (この案内書に添付のもの)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書 (この案内書に添付のもの)	勤 務 先 (証明印押印の ものに限る)

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヵ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$

事業所得の方

現在の事業	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
平成30年1月1日以前から引き続き営業している方	平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	●平成30年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）	
平成30年1月2日以降に開業し、申込時までに1年以上たっている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書（この案内書に添付のもの）により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明
現在の事業を開業後、申込時までに1年に満たない方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書（この案内書に添付のもの）により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入	本人による証明

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月} = \text{推定年間総所得金額}$$

年金収入（所得）のある方

年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等を持参してください。
企業年金、年金基金、個人年金等の年金通知書も持参してください。

3 収入（所得）のないことを証明する書類について

収入（所得）のない方

申込時に収入（所得）のない方（義務教育修了以上）は、全員の方から次に掲げる証明書類のいずれかの証明書類を提出してください。

(1) 在学証明（アルバイト等をしていない方）

申込者・同居予定者のうちで高校・短大・大学・各種学校に在学中の方は、学生証の写し（在学証明書）

(2) 無職無収入証明書（以下のうちひとつ）

最新年度の（非）課税証明書（収入額がないことがわかるもの）、健康保険証（国民健康保険証を除く）、退職証明書（退職後3ヶ月以内のもの）、雇用保険受給資格者証（受給中のみ）、離職票（離職後3ヶ月以内のもの）、生活保護受給証明書（原本提出）、支援給付受給証明書（原本提出）、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書（直近のもの）等

※支援給付受給証明書については5ページの「7の⑧」を参照してください。

4 生活保護（支援給付）を受けている方

生活保護（支援給付）を受けている方は、直近の生活保護（支援給付）受給証明書（原本）を申込時に提出してください。

また、住宅困窮理由（4ページ参照）のわかるものを持参してください。

5 単身で申込される方

単身での入居申込資格（5 ページ参照）を確認するため次の証明書類を申込時に提出してください。

区 分	証 明 書 類
①高 齢 者	住民票（当選されてからで結構です。）
②身 体 障 害 者	身体障害者手帳の写し
③精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の写し
④知 的 障 害 者	療育手帳の写し
⑤戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の写し
⑥原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
⑦生活保護法による被保護者	生活保護受給証明書（原本）
⑧支援給付受給者	支援給付受給証明書（原本）
⑨引 揚 者	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
⑩ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していたことを証明する療養所長の証明書
⑪結核の長期療養者	事前に乙訓・南丹府営住宅管理センター075(382)1091までお問い合わせください。
⑫犯 罪 被 害 者 等	事前に乙訓・南丹府営住宅管理センター075(382)1091までお問い合わせください。
⑬D V 被 害 者	保護命令決定書の写し等

※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を提出してください。

6 当選された方の住民票について

住民票（当選された方のみ提出していただきます。）については、入居予定者を含む世帯全員の住民票を提出してください。

なお、住民票の交付を受けられる場合は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載のある住民票（外国人住民の場合は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も明記したもの）を請求してください。

他の親族と同居中の場合は、同居者全員の住民票も提出してください。

④ 申込書の書き方

- 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。（印鑑の押印漏れに注意してください。）
- 「**現住所**」は**申込時現在住んでいる場所**を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族・他人の家に同居・間借り等をしている方はその家の世帯主名を記入してください。（現住所が住民票と違う場合は、事前にご相談ください。）
- 「**勤務先の所在地**」は**現在通勤している場所**を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の場所を記入してください。（一時的な通勤先は除く。）
- 「**入居者及び同居親族**」欄は、続柄・年齢等を正確に記入してください。また、**婚約者の場合は続柄を“婚約者”**と記入してください。
- 「**1年間の所得額**」は、**収入基準**についての説明をよく読んで記入してください。
- 「**入居を希望する住宅等**」欄の「**型別**」については、同一団地で団地名（型別）欄に（2DK）・（3DK）等の表示がある場合にのみ記入してください。
- 住宅困窮理由**は、4 ページを参照してください。
- 「**現住所・勤務先付近見取図**」は最寄りの駅から現住所又は勤務先に至るまで分かりやすく記入してください。また、所得者が2人以上の場合はそれぞれの勤務先の見取図を記入してください。（用紙は自由）
- 婚約者と申込をする方は「婚約証明」欄も記入・押印してください。**
- 「**現在お住まいの住宅の状況**」欄の**住戸専用面積**には、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含みますが、共同住宅の共用部分及びバルコニー等は含まない面積を記入してください。

⑤ 収入基準

1 〔年間総収入金額による基準早見表(1)〕でみる場合

申込家族の中で給与所得者が1人で控除対象者がいない場合

(控除対象者とは、11ページの表の種類毎の要件に該当する人をいいます。)

【年間総収入金額による基準早見表(1)】(総収入額)

(単位：円)

種 別	収入基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
府 営 住 宅	①	0 〃 2,967,999	0 〃 3,511,999	0 〃 3,995,999	0 〃 4,471,999	0 〃 4,947,999	0 〃 5,423,999	0 〃 5,895,999
	裁量階層 ②	0 〃 3,887,999	0 〃 4,363,999	0 〃 4,835,999	0 〃 5,311,999	0 〃 5,787,999	0 〃 6,263,999	0 〃 6,720,000
特 別 貸 貸 宅 府 営 住 宅	③	0 〃 5,371,999	0 〃 5,847,999	0 〃 6,323,999	0 〃 6,773,334	0 〃 7,195,556	0 〃 7,617,778	0 〃 8,040,000

(注) 裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

2 〔年間総所得金額による基準早見表(2)〕でみる場合

前記1以外の場合

例えば、①申込家族の中に給与所得者が2人以上いる場合

②事業所得者の場合

③申込家族の中に給与所得・事業所得・年金所得等複数の所得者がいる場合

④申込家族の中に控除対象者がいる場合

【年間総所得金額による基準早見表(2)】(総所得額)

(単位：円)

種 別	収入基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
府 営 住 宅	①	0 〃 1,896,000	0 〃 2,276,000	0 〃 2,656,000	0 〃 3,036,000	0 〃 3,416,000	0 〃 3,796,000	0 〃 4,176,000
	裁量階層 ②	0 〃 2,568,000	0 〃 2,948,000	0 〃 3,328,000	0 〃 3,708,000	0 〃 4,088,000	0 〃 4,468,000	0 〃 4,848,000
特 別 貸 貸 宅 府 営 住 宅	③	0 〃 3,756,000	0 〃 4,136,000	0 〃 4,516,000	0 〃 4,896,000	0 〃 5,276,000	0 〃 5,656,000	0 〃 6,036,000

(注) 裁量階層（12ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

3 「年間総所得金額」の求め方

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

○次表により「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。

（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

【年間総所得金額算出のしかた】

年 間 総 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額－65万円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	96万9千円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	97万円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	97万2千円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	97万4千円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.6
1,800,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－18万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－54万円
6,600,000円以上～10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9－120万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）2,859,999円の場合

$2,859,999 \div 4,000 = 714.999\cdots$

$714 \times 4,000 = 2,856,000$ 円

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$

事業所得の方

○年間総収入金額から必要経費を控除した額

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{か月} = \text{推定年間総所得金額}$

年金収入（所得）のある方

○次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。

（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。）

【年間年金総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額(A)	年間年金総所得金額
65歳未満の者	70万円以下	=0
	70万円を超え130万円未満	(A)－70万円
	130万円以上410万円未満	(A)×0.75－37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－78万5千円
	770万円以上の場合	(A)×0.95－155万5千円
65歳以上の者	120万円以下	=0
	120万円を超え330万円未満	(A)－120万円
	330万円以上410万円未満	(A)×0.75－37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－78万5千円
	770万円以上の場合	(A)×0.95－155万5千円

- 4 申込家族の中に前記3にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が年間総所得金額となります。
- 5 生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。
- 6 控除対象者がいる場合は、3により算出した額から、それぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種 類	要 件	控 除 額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老 人 扶 養 親 族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 (特別障害者を除く) (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡 婦 (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 夫と死別・離婚した後婚姻をしていない人、夫の生死の明らかでない人又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない人で、扶養親族や年間の所得金額が基礎控除額以下の生計を一にする子(他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族とされている親族を除く)のある人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人で、年間合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 (その者の所得金額が27万円) (未満の場合はその金額)
寡 夫 (右の要件のすべてに該当すること)	イ 妻と死別・離婚した後婚姻をしていない人、妻の生死の明らかでない人又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない人 ロ 生計を一にする子(合計所得金額が基礎控除額以下で、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)のある人 ハ 年間合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 (その者の所得金額が27万円) (未満の場合はその金額)

7 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）は、次に掲げる世帯です。

次のいずれかに該当する世帯については、年間総収入金額又は年間総所得金額（9 ページ）による〔基準早見表(1)、(2)〕が府営住宅の収入基準欄②の金額となります。（入居することができる収入金額の上限が引き上げられます。）

世帯区分	要 件	必 要 書 類
障 害 者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引 揚 者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等
小学生以下の子どもがいる世帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下（入居後最初の4月1日時点で満13歳未満）の者がある場合	世帯全員の住民票
多 子 世 帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

（注）裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総収入金額又は年間総所得金額（9 ページ）による基準早見表(1)(2)が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増額することがあります。

4

申込受付から入居まで



（注1） 抽選（公開）の結果については、当センター、又は府民総合案内・相談センターに掲示し、当社ホームページにも掲載します。当選者及び補欠者には通知を送付します。住民票等の必要書類の提出についてもお知らせします。

電話照会は、抽選日の午後3時以降に応じます。

（注2） 抽選で当選された方は、住民票・課税証明書その他、必要に応じて戸籍謄本や各種証明書等を提出していただきます。

（注3） 入居予定者となった方が、やむを得ず入居を辞退する場合は、入居説明会までに辞退届を提出してください。なお、入居辞退の連絡がなく、入居説明会に欠席した場合は、入居説明会翌日に入居予定者としての資格を失います。

（注4） 補欠者は令和元年12月13日までに繰上入居の連絡がない場合、空家入居予定者としての資格を失います。

（注5） 鍵渡しまでに府営住宅室内をご覧いただくことはできません。

◆その他

1 連帯保証人

入居にあたっては連帯保証人が必要です。詳細については、入居説明会の時に説明します。

○ 連帯保証人については、所得証明書と印鑑登録証明書等が必要です。

○ 連帯保証人の資格及び連帯保証債務の範囲について

■連帯保証人の資格

- (1) 日本国内に住所のある方で、1名必要になります。
- (2) 今回府営住宅に同居される方は連帯保証人になれません。
- (3) 連帯保証人になれる方は、恒常的に基準額以上の収入（所得）が必要です。

連帯保証人の年間収入（所得）額の基準

（平成22年4月1日改正）

入居時の家賃金額	総収入金額 （給与・年金所得者）	総所得金額 （事業所得者）
28,300円以下	1,548,000円以上	898,000円以上
28,301円～32,800円	2,044,800円以上	1,250,800円以上
32,801円～36,700円	2,368,800円以上	1,477,600円以上
36,701円～41,200円	2,649,600円以上	1,673,600円以上
41,201円～47,800円	2,973,600円以上	1,900,400円以上
47,801円～53,900円	3,448,800円以上	2,233,600円以上
53,901円～63,300円	3,888,000円以上	2,570,400円以上
63,301円～74,600円	4,564,800円以上	3,111,200円以上
74,601円以上	5,378,400円以上	3,760,800円以上

※総収入金額、総所得金額は平成31年度（30年分）所得証明書に記載の金額です。

昨年以降に退職・転職等された方は原則として連帯保証人にはなれません。

※詳しくは乙訓・南丹府営住宅管理センター（075-382-1091）までお問い合わせください。

■連帯保証債務の範囲

連帯保証人は、入居者と連帯して次の各号に掲げる債務を負担していただきます。

- (1) 家賃
- (2) 入居者の責めに帰すべき事由により発生した住宅及び共同施設等の損傷の修繕
- (3) 入居者が負担すべき住宅の修繕
- (4) 前2号の修繕について、府が代わって行った場合の求償債務
- (5) その他入居者の負担に帰すべき一切の債務

2 敷金は家賃月額額の3か月分が鍵渡し時に必要です。

3 府営住宅には、同居の承認を受けた方以外の同居させることはできません。

4 府営住宅では動物の飼育はできません。

（犬や猫などを飼いますと、鳴き声・臭い等で隣近所に迷惑をかけますので、絶対に飼わないでください。）

5 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。

6 その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

5 一般募集予定月

○各月募集案内書は、その前月下旬頃から配布する予定です。

〈令和元年度募集予定月〉

令和元年 6 月	7 月	10 月	11 月※	令和2年 2 月	3 月
-------------	-----	------	-------	-------------	-----

※11月募集は10月29日から
受付開始の予定

6 特定目的による優先入居募集

○特定目的による優先入居の募集は、特に住宅にお困りになっている高齢者世帯、母子世帯、父子世帯、DV被害者世帯、障害者世帯、長期結核療養者世帯、原爆被爆者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯、外国人研究者・留学生等世帯、犯罪被害者世帯、多子世帯、新婚世帯及び子育て世帯を対象に行います。

〈令和元年度募集予定月〉

令和元年 6 月	10 月	令和2年 2 月
-------------	------	-------------

○多子世帯、新婚世帯及び子育て世帯を対象にした優先入居募集は、本案内書で行っています。

○それ以外の世帯に該当し入居を希望される方は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

（申込先及び問い合わせ先）

（組織改正で名称等が変更される場合があります）

区 分	申 込 先	問 い 合 わ せ 先
高 齢 者 世 帯	市区の福祉事務所 京都府保健所 (広域振興局健康福祉部) ※DV被害者世帯は下記	高齢者支援課 事業所・福祉サービス担当 TEL075-414-4575
母 子 世 帯 父 子 世 帯 D V 被 害 者 世 帯		家 庭 支 援 課 ひとり親家庭支援担当 TEL075-414-4585
障 害 者 世 帯 (重 度 ・ 中 度)		障害者支援課 スポーツ・文化芸術等 社会活動推進担当 TEL075-414-4603
長期結核療養者世帯	健康福祉部 地域福祉推進課	生活保護医療担当 TEL075-414-4569
原 爆 被 爆 者 世 帯	健康福祉部 健康対策課	疾病対策担当 TEL075-414-4736 (4972 緊急時)
ハンセン病療養所 入 所 者 等 世 帯	健康福祉部 健康対策課	感染症対策担当 TEL075-414-4723
外国人研究者・留学生等世帯	国 際 課	企画・留学生担当 TEL075-414-4312
犯 罪 被 害 者 世 帯	府民環境部	安心・安全まちづくり推進課 TEL075-414-5076
多 子 世 帯 新 婚 世 帯 子 育 て 世 帯	乙訓・南丹府営住宅管理センター	TEL075-382-1091

※DV被害者世帯については下記の場所が申込先になります。

京都府家庭支援総合センター 京都市東山区清水四丁目185-1 TEL075-531-9910
 京都府南部家庭支援センター 宇治市大久保町井ノ尻13-1 TEL0774-43-9911
 京都府北部家庭支援センター 福知山市長田野町三丁目1-1 TEL0773-27-9020
 京都府保健所 (広域振興局健康福祉部)

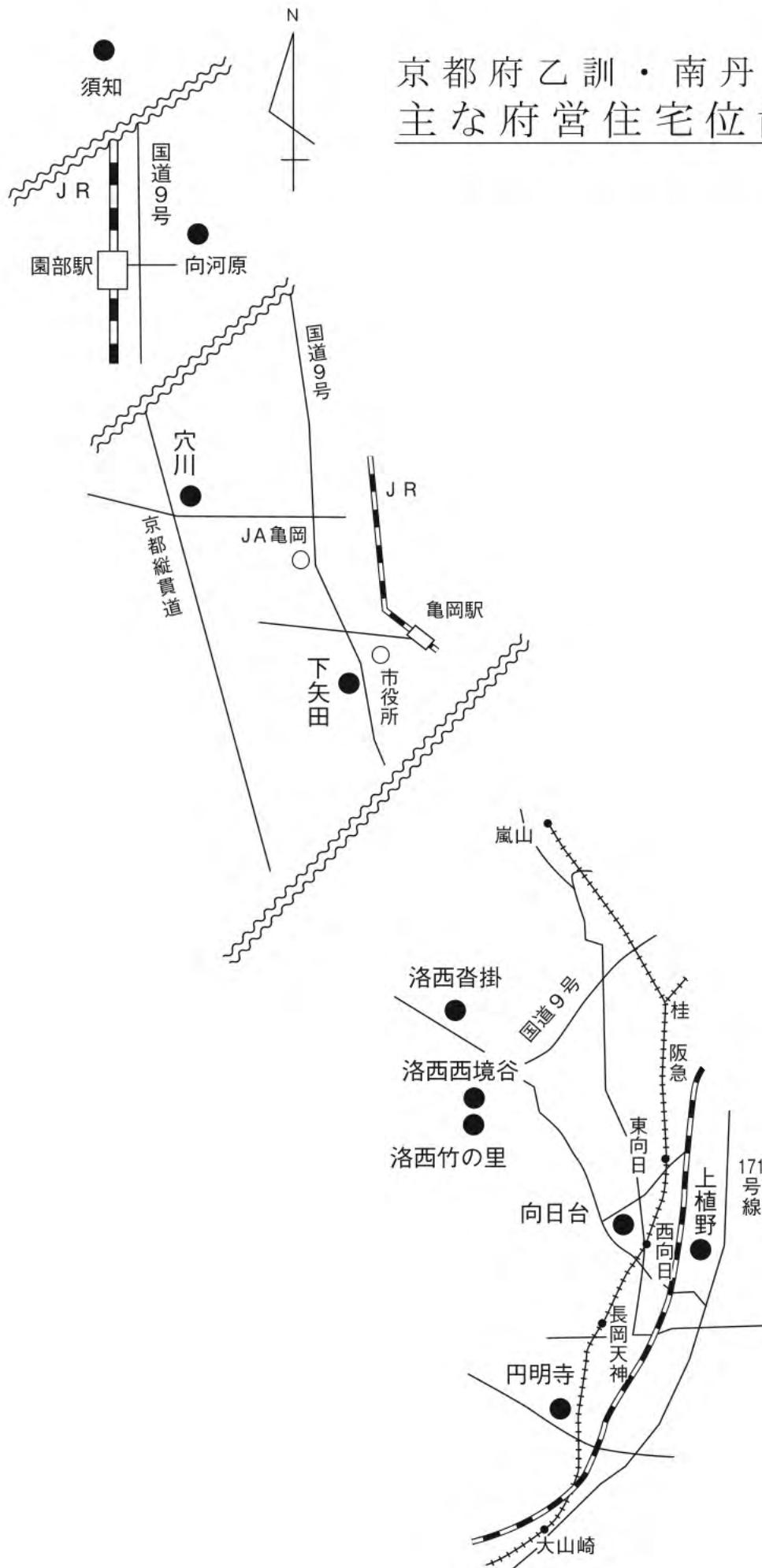
- （ご注意）
- ・特定目的優先入居募集に申込される場合にも、一般募集と同様の申込資格が必要となります。
 - ・特定目的優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。

7

京都府乙訓・南丹地域 主な府営住宅所在地・位置図

建設 年度	団 地 名	団地 戸数	所 在 地	交 通 機 関
昭和 53	洛 西 西 境 谷	360	西京区大原野西境谷町	市バス西境谷町3丁目下車、1分
昭和 53・54	洛 西 竹 の 里	439	西京区大原野 ^{東西} 竹の里町	同上
昭和 57・63	洛 西 沓 掛	70	西京区大枝沓掛町	市バス・京阪京都交通バス国道沓掛下車、 北西へ3分
昭和 41・42	向 日 台	495	向日市寺戸町・向日町	阪急東向日駅下車、南西へ20分 阪急バス向日台団地下車、1分
平成 6・7・9	上 植 野	206	向日市上植野町	阪急西向日駅下車、20分 JR長岡京駅下車、25分
平成 8	円 明 寺	48	乙訓郡大山崎町円明寺	阪急西山天王山駅下車、8分
平成 5・7	穴 川	178	亀岡市吉川町	JR亀岡駅から京阪京都交通バス穴川下車3分・ 西口下車15分
平成 5・6	下 矢 田	33	亀岡市下矢田町	JR亀岡駅下車、南へ15分
平成 15	向 河 原	69	南丹市園部町小山東町	JR園部駅下車、北東へ10分
昭和 49	須 知	10	船井郡京丹波町須知	JRバス新須知下車、3分

京都府乙訓・南丹地域 主な府営住宅位置図



8

京都府乙訓・南丹地域 申込会場案内図

(1) 乙訓・南丹府営住宅管理センター

京都市西京区桂南巽町128番地 ユウプラザ3階

令和元年9月24日(火)～9月27日(金)

午前9時30分～11時30分・午後1時～4時



※京都市（西京区除く）・山城地域の府営住宅の申込は、この会場ではできません。

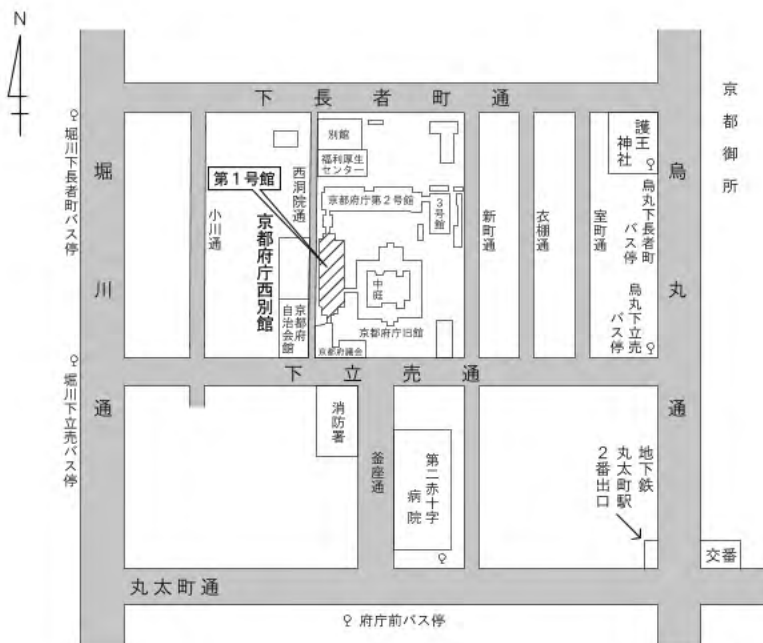
※多子・新婚・子育て世帯以外の特定目的による優先入居募集の申込はこの会場ではできません。

(2) 京都府庁第1号館 1階 府民総合案内・相談センター

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

令和元年9月30日(月)～10月8日(火)（土曜日・日曜日・祝日を除く）

午前9時30分～11時30分・午後1時～4時



※10月5日(土)については、乙訓・南丹府営住宅管理センターで受付実施

※ 来客用駐車場はありません。

9

申込書の記入例

令和元年10月 一般募集
(多子・新婚・子育て優先募集)

府営住宅等入居申込書

京都府知事様
京都府住宅供給公社理事長様

持参する日をご記入
ください。

令和元年 10 月 1 日

氏名 住宅太郎 (周)

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。アパート名・部屋番号までご記入ください。

申込者	現住所	〒605-0000 京都市東山区○○○町▽▽番地 ■■■マンション◆棟◇◇◇号		携帯電話090-1234-XXXX(妻) 電話075-567-◇◇◇◇			
	氏名	住宅太郎	生年月日 (年齢)	昭和48年11月16日生(46歳)			
	勤務先の名称 所在地	住宅供給株式会社 京都営業所 京都市上京区○○○町△△△番地〈派遣元〉住宅派遣(株)京都支店			電話075-432-☆☆☆☆		
入居者 及び 同居 親族	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	性別	職業	1年間の 所得額	同居・別居 の別(現在)
	住宅太郎	本人		男	派遣社員	無記入でも結構です。 円	
	花子	妻	S54年12月2日生 (40歳)	女	無職		同居・別居
	一郎	長男	H14年12月25日生 (17歳)	男	アルバイト (高校2年生)		同居・別居
	二郎	二男	H17年11月20日生 (14歳)	男	無職 (中学2年生)		同居・別居
			年 月 日生 (歳)				同居・別居
			年 月 日生 (歳)				同居・別居
現住所の 使用関係	自家・借家・ <u>アパート</u> ・間借・同居・UR住宅(旧公団)・公営・その他()						
希望別 (入居を希望 する住宅等)	団地番号	団地名	型 別	種 別			
	⑩	向河原	4DK	<u>府営住宅</u> 特定公共賃貸府営住宅 特別賃貸府営住宅			
住宅困窮 等の理由	高家賃 募集案内書4頁の2に 記載の住宅困窮理由を 参考にご記入ください。			※ 申込受付 番 号		第 号	

(注) 以下の記載は、省略しています。

(注) ボールペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。

給 与 支 払 証 明 書

(京都府営住宅入居申込用)

住 所										
氏 名	就職年月日			年 月 日		職 種				
月 別	給 与 内 訳			給 与 総 額		控 除 額		控 除 関 係		
	基 本 給	家 族 手 当	時 間 外 手 当	そ の 他	賞 与・臨 時 手 当	所 得 税	そ の 他	控 除 対 象 の 有 無 等	有 無	
年	円	円	円	円	円	円	円	有	有	
月								無	無	
月								(該当の箇所) ○印	老人	
月								控除対象扶養親族数 (配偶者を除く)		
月								特定	老人	その他
月								人	人	人
月								障 害 者 の 数		
月								特 別	その他	
月								人	人	人
月								寡婦(夫) 16歳未満 扶養親族 (該当する場合は、 ○印を記入)		
月										
月										
計								人		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 電話 名称 代表者

給与支払者

印

＜記入上の注意＞

- 1 ボールペンで記入してください。
- 2 この証明書には、過去1年間の給与（就職後1年に満たない場合には、就職月からの給与）について記入してください。
- 3 後日「賃金台帳」と照合させていただくことがありますので、正確に記入してください。
- 4 訂正箇所がある場合は、当該箇所には訂正印（代表者印）を押印してください。
- 5 通勤手当等非課税の所得については記入の必要はありません。

※ この欄は記入しないでください。 () × 12 + () = ()

給 与 支 払 証 明 書

(京都府営住宅入居申込用)

住 所										
氏 名	就職年月日			年 月 日		職 種				
月 別	給 与 内 訳			給 与 総 額		控 除 額		控 除 関 係		
	基 本 給	家 族 手 当	時 間 外 手 当	そ の 他	賞 与・臨 時 手 当	所 得 税	そ の 他	控 除 対 象 配 偶 者 の 有 無 等	有 無	
年	円	円	円	円	円	円	円	有	有	
月								無	無	
月								(該当の箇所) ○印	老人	
月								控除対象扶養親族数 (配偶者を除く)		
月								特定	老人	その他
月								人	人	人
月								障 害 者 の 数		
月								特 別	その他	
月								人	人	人
月								寡婦(夫) 16歳未満 扶養親族 (該当する場合は、 ○印を記入)		
月										
月										
計								人		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 電話 名称 代表者

給与支払者

印

＜記入上の注意＞

- 1 ボールペンで記入してください。
- 2 この証明書には、過去1年間の給与（就職後1年に満たない場合には、就職月からの給与）について記入してください。
- 3 後日「賃金台帳」と照合させていただくことがありますので、正確に記入してください。
- 4 訂正箇所がある場合は、当該箇所には訂正印（代表者印）を押印してください。
- 5 通勤手当等非課税の所得については記入の必要はありません。

※ この欄は記入しないでください。 () × 12 + () = ()

営業実績証明書

(京都府営住宅入居申込用)

住所										
氏名	営業開始年月日		年月日		業種					
月別	総収入金額(A)	必要経費(B)	必要経費内訳		所得総額(A)-(B)		控除関係			
年	円	円	円	その他	円	円	控除対象配偶者の有無等(該当の箇所に○印)			
月							有無老人			
月							控除対象扶養親族数(配偶者を除く)			
月							特定老人その他			
月							障害者の数			
月							特 別 その他			
月							寡婦(夫)(該当する場合は、○印を記入)			
月							16歳未満扶養親族			
月										
計										

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 住所 (名称) 氏名

印

- ＜記入上の注意＞
- 1 ボールペンで記入してください。
 - 2 「所得総額」欄は、所得税法第27条に定める総収入金額から必要経費を控除した金額(税、社会保険料等を控除する前の金額)を記入してください。
 - 3 この証明書には、過去1年間の実績(営業開始後1年に満たない場合には、営業を始めた月からの実績)について記入してください。
 - 4 後日台帳と照合させていただきます。

※ この欄は記入しないでください。() × 12 + () = ()

(※単身の方のみ記入してください)

自活狀況申立書

1 現在の生活状況

(1) 現在の住居は(該当する番号を○でかこんでください。)

- ①自家 ②借家 ③アパート ④間借 ⑤同居 ⑥UR住宅 ⑦公営住宅
⑧その他()

(2) 今住んでいる住居の階層は(該当する番号をかこんでください。)

- ① 1 階 ② 2 階 ③ 3 階以上

(3)同居している人は

氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢

(4)障害について(該当する番号を○でかこんでください。)

申込者（あなた）に障害が	
①ある	障害の程度 身体・精神・知的（ ）級 障害の内容（ ）
②ない	

(5)生活について(該当する番号を○でかこんでください。)

買物等 外出する用事は	① 1人でしている ② ()に頼んでいる
身のまわりのことについて	① 1人でしている ② ()に頼んでいる

(6)現在受けている医療(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など)について、その具体的な内容をご記入ください。

2 府営住宅に入居した場合の生活状況

(1)日常生活の状況について(できる、できないのどちらかの欄に○をつけてください。)

区 分	できる	できない	介助の有無
①炊事は自分でできますか			有 ・ 無
②買い物は自分でできますか			有 ・ 無
③食事は自分でできますか			有 ・ 無
④排便は普通のトイレで1人でできますか			有 ・ 無
⑤入浴は自分でできますか			有 ・ 無
⑥掃除、洗濯は自分でできますか			有 ・ 無
⑦住居の出入りは自分でできますか			有 ・ 無

(2)(1)で「できない」とした項目について、それをどのように補う予定ですか。具体的に記入してください。

介助者氏名 又は 名称		
住所・所在 及び連絡先		
介助の項目を○でかこんでください。 その他があれば記入してください。	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()

以上の申立のとおり相違ありません。

また、乙訓・南丹府営住宅管理センターが単身入居の入居資格の審査を行うに際し、本申立書、応募書類及び面接等で知った事項について、関係行政機関に提供することに同意します。

令和 年 月 日

氏 名

